A－1

210-XXXX
神奈川県　川崎市　XX区　XXXX
２－２０－XX

東薬　太郎　様
#123456

東京薬業企業年金基金

代行返上に関する重要なお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、当基金の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当基金は、平成30年4月1日付で「代行返上」および「確定給付企業年金への移行」の認可を厚生労働省より受け、「厚生年金基金」から「確定給付企業年金」へと制度を移行しました。このため、名称も『東京薬業**厚生年金基金**』から『東京薬業**企業年金基金**』へ変更になりました。

これに伴い、当基金からの年金給付の取扱いが変更となり、一部お手続きのお願いがございますので、この「重要なお知らせ」にてその概要をご案内させていただきます。内容をよくご確認いただき、不明な点などございましたら、以下の連絡先までお問い合わせの程お願いいたします。

敬具

● 送付書類のご案内

記号	タイトル	内容	ご提出の必要性
A－1	代行返上に関する重要なお知らせ	（この用紙です）	－
A－2	制度移行の概要	このたびの制度移行のご説明	－
A－3	年金額改定通知書	変更後の年金額の通知書	－
A－4	年金送金通知書	平成30年6月～12月の送金通知書	－
A－5	『基本年金プラスアルファ選択届』に関するご案内	プラスアルファについて、3つの選択肢のご紹介と、金額等の留意点のご案内	－
A－6	独自給付について	当基金の『独自給付』のご説明およびその補償方法のご案内	－
A－7	独自給付について（続き）		
A－8	『基本年金プラスアルファ選択届』に関するＱ＆Ａ	「選択届」に関するQ&A、ご案内	－
A－9	基本年金プラスアルファ選択届	プラスアルファの受給方法をご選択いただく用紙	○
A-10	退職所得の受給に関する申告書	『基本年金プラスアルファ選択届』で一時金を選んだ場合の添付書類	△
A-11	障害年金・遺族年金・受給資格なしに係る独自給付申請書	障害年金・遺族年金受給中、または国の受給資格がない方にご提出をお願いする用紙	△
－	返信用封筒	A-9,A-10,A-11ご提出の際にご使用ください	

【本件に関するお問い合わせ先】東京薬業企業年金基金　コールセンター
電話番号（フリーダイヤル）：**0120-036-223**　受付時間：平日 午前9時～午後5時
※5月末～6月中旬は、お電話が大変混み合いつながりにくいことが予想されますがご容赦ください

基金ホームページにもご案内を掲載しております。こちらも併せてご参照ください。（www.toyaku-kikin.or.jp）

A－2

制度移行の概要

これまで当基金は、国の年金である「老齢厚生年金」の一部（報酬比例部分）を代行し、これに「プラスアルファ」という給付を乗せて『基本年金』として支給してきました。さらに、10年以上ご加入いただいた方には『加算年金』という企業年金も加えて支給していました。

このたび当基金が行った「代行返上」とは、基本年金のうち老齢厚生年金の代行部分（以下『代行相当額』）について、支給義務と、その支払いに対応する年金資産を国に返上することです。

代行返上により、代行相当額の支給は当基金から国へ引き継がれ、国の年金として支給されることになります。一方、プラスアルファと加算年金は、引き続き当基金が支給してまいります。

制度移行の内容を簡単にまとめたものが下のイメージ図です。また、引き続きこの後の書面にて、皆様の年金がどのように変わるのか、年金額や送金の内容についてご案内いたします。

■ このたびの制度移行　イメージ図

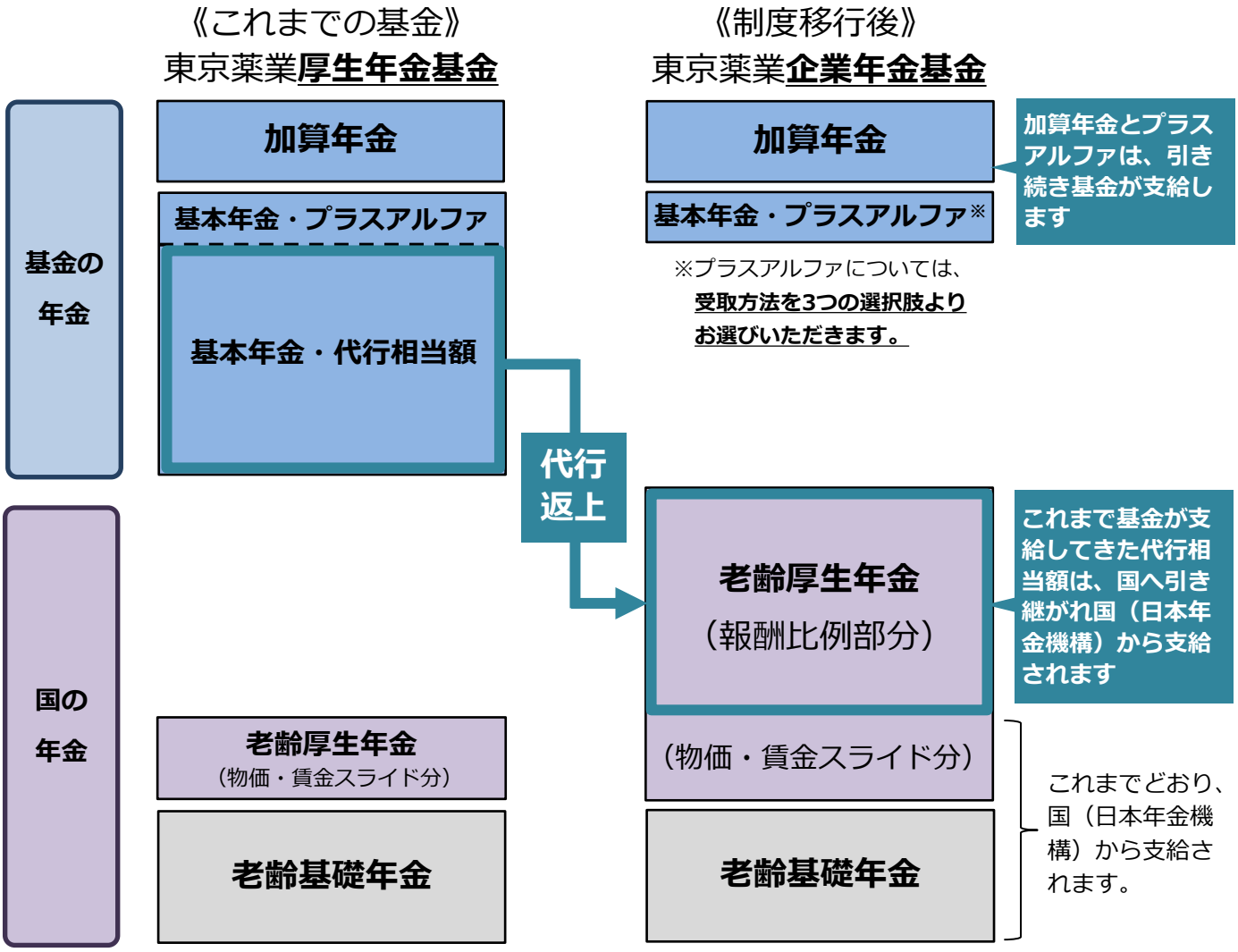

#123456 **A－3**

年金額改定通知書

あなた様の年金について、以下のとおり改定しましたので通知いたします

氏名：　東薬　太郎　様　　年金証書番号：　99999

加算年金額	67500　円
基本年金額	12698　円

支払期月	6月　12月

改定事由　：　代行返上
改定年月日：　平成30年4月1日

東京薬業企業年金基金
理事長　熊倉貞武　印

◆ 変更点のご案内

基金の年金

《平成30年4月分まで》

加算年金
67500　円

基本年金・プラスアルファ
12698　円

基本年金・代行相当額 ※
732302　円

国の受給権なし → 独自給付(A－6)(A－7)に該当する場合、基金が支給

《平成30年5月分以降》

加算年金
67500　円

基本年金・プラスアルファ
12698　円

変更点①

【年金額合計】
80198　円

変更点②

【支払回数】
年　2　回

プラスアルファの支払方法について
同封の（A－5）をご覧いただき、
『基本年金プラスアルファ選択届』
で受給方法のご選択をお願いします
（終身・5年有期・一時金）

代行返上

国の年金

国の受給権ありの場合

老齢厚生年金（物価・賃金スライド分）
老齢基礎年金

老齢厚生年金（報酬比例部分）
（物価・賃金スライド分）
老齢基礎年金

変更点③

基金の『代行相当額』は国（日本年金機構）から支払われることになります

【参考：国の年金の支払方法】
2ヶ月に1回、偶数月の15日支払
（土日・祝祭日の場合は前営業日）

※『代行相当額』については、国から支給されるときに、端数処理等により金額が若干変動する場合があります。

変更点① 基金の年金額が変わります

代行返上によって、これまで基金が支給してきた代行相当額の年金は国（日本年金機構）へ引き継がれます。これにより、この分の年金は変更点③にあるとおり、平成30年5月以降の分は国から支給されることになります。

変更点② 支払期月・回数が変わります（年1回～年3回になります）

変更後の年金額に合わせて次のような支払日となります。各支払日に、その前月分までの年金を支払います。

年金額	6万円未満	6万円以上 15万円未満	15万円以上
支払回数	年1回	年2回	年3回
支払日※	12/1	6/1 ・ 12/1	4/1 ・ 8/1 ・12/1

※支払日について1日が土日・祝祭日の場合は**翌営業日となります。**

年金送金通知書

東薬　太郎　様　平成30年（6月以降）の送金予定

《送金年月日》	《平成30年6月1日》	《平成30年8月1日》	《平成30年12月3日》
（支給額）	73334 円	0 円	33750 円
（源泉徴収税額）	431 円	0 円	2584 円
（税引後 送金額）	72903 円	0 円	31166 円
（送金対応月）	自　平成30年4月 分 至　平成30年5月 分	自　分 至　分	自　平成30年6月 分 至　平成30年11月 分

◆ 各送金日に関するご説明

《平成30年6月1日送金分》について

- 平成30年4月までの分は、従来どおりの年金額でお支払いします。
- 代行返上後である**平成30年5月の分は、加算年金のみお支払いします。**
- 所得税の源泉徴収については、4月分までは従来どおりですが、**5月分からは一律7.6575%の率で徴収いたします。**

《平成30年8月1日送金分》について

- 代行返上後の年金額が15万円以上の方の場合、6月分と7月分の加算年金をお支払いします。
- **加算年金がない方、または代行返上後の年金額が15万円未満の方の場合は、平成30年8月の送金はありません。**

《平成30年12月3日送金分》について

- 加算年金の平成30年11月までの分をお支払いします。
- **プラスアルファについては、同封の『基本年金プラスアルファ選択届』(Ａ－９)で「終身年金」または「5年有期年金」を選択された場合、5月～11月の7ヶ月分を追加してお支払いします。**（この場合は後日改めて金額を通知します。）

◆ 送金に関するＱ＆Ａ

Ｑ．１　これまで所得税は引かれていなかったのに、なぜ6月から源泉徴収されるのですか？

これまでは、年金額が所定の金額を超える場合のみ源泉徴収の対象となり、対象となる方には毎年11月末ごろに『公的年金等の扶養親族等申告書』のご提出を頂いて、事前に各種控除の調整をした上で源泉徴収をしておりました。

しかし**制度移行後の確定給付企業年金では、所得税法上、年金額にかかわらず一律7.6575%（復興税含む）が源泉徴収されます。また「扶養親族等申告書」の取扱いも出来ないこととされています。**これにより、今後各種控除の適用を受けるには、税務署にて確定申告をして税金の還付をお受けいただくことになります。

なお、確定申告の際に必要となる「公的年金等の源泉徴収票」は、毎年1月頃にお送りする予定です。

Ｑ．２　送金通知書を見ると、6月のところしか金額が入っていないのですが、基金からはもう年金が支払われないのですか？

8月と12月の送金予定には「加算年金」の金額しか記載していませんので、加算年金がない方の場合はいずれも0円と表示されています。同封の『基本年金プラスアルファ選択届』（Ａ－９）にて「終身年金」「5年有期年金」をご選択された方には、この年金を12/3に送金しますので、改めてご通知申し上げます。**「一時金」を選択した方の場合は、12/3に一時金をお支払いしてプラスアルファは終了します。加算年金がない方の場合、この一時金のお支払をもって、当基金からの送金は終了することになります。**

重要・必ずご確認ください

#123456 **A－5**

『基本年金プラスアルファ 選択届』に関するご案内

当基金の『基本年金』の内訳は、「代行相当額」と「プラスアルファ」からなっておりました。しかしこの度の代行返上によって、代行相当額は国（日本年金機構）へ引き継がれ、基本年金としてプラスアルファだけが残ることとなります。一方このプラスアルファの金額は、40年間ご加入いただいたモデルケースで年額約18,000円と、他の年金給付と比較して非常に小さいものになります。

そこで、今後皆様に発生するお手続きの手間を考慮し、**代替給付として、5年で終了となる『5年有期年金』、一括払いで終了となる『一時金』をご用意いたしました。受給権者の皆様には、同封の『基本年金プラスアルファ選択届』（以下『選択届』）にて、プラスアルファを従来の終身年金で受け取るか、これらの代替給付に切り替えていただくかのご選択をお願いします。**

◆基本年金プラスアルファ　受給方法の選択肢

- 終身年金（従来の年金）
- 5年有期年金（5年で終了する年金）
- 一時金（一括払い）

以下の留意点をご確認のうえ、同封の『基本年金プラスアルファ選択届』（Ａ－９）をご提出ください。

【提出期限】平成30年8月31日

ご留意点①　あなた様の終身年金、5年有期年金、一時金の金額は、それぞれ以下のとおりです。

東薬　太郎　様　　基本年金プラスアルファの金額

終身年金の場合	5年有期年金の場合	一時金の場合
年額　**12698**　円	年額　**39000**　円	一括払い　**169300**　円

※5年有期年金と一時金の金額は、皆様の平均余命を基準に、終身年金を受給する場合と比べて損得が発生しないように算出したものです。（計算基準日：平成30年4月30日）

※一時金を選択された場合、税法上、退職所得となります。
（退職所得に該当しない場合は一時所得になります。）

ご留意点②　①でお示しした金額は、平成30年8月31日までにご提出があった場合のものです。

- **上記期日までにご提出いただいた場合、選択された給付金を平成30年12月3日に送金いたします。**
- 上記期日を過ぎて未提出の場合は、プラスアルファを従来どおり「終身年金」として平成30年12月3日に送金いたします。

※期日を過ぎても『5年有期年金』または『一時金』をご請求いただけますが、その場合は①でお示しした金額から変動します。

ご留意点③　**『5年有期年金』もしくは『一時金』を選択した場合、当基金の『独自給付』のお支払いが終了します。**

独自給付のお支払いは、基本年金・プラスアルファの受給権者の方に対して行います。よって**『基本年金プラスアルファ選択届』にて5年有期年金や一時金を選択すると、独自給付のお支払いが終了しますのでご注意ください。**

《独自給付の内容は『独自給付について』(Ａ－６)(Ａ－７)をご確認ください。》

A－6

独自給付について

当基金は、これまで厚生年金の代行相当額を支給するにあたって、厚生年金の制度では支給されない場合でも、基金独自の基準により支給する場合がありました。このように**「代行相当額について基金が独自の基準で行う給付」のことを独自給付といいます。**

★当基金の独自給付 6種類

① 在職老齢年金を受給している場合
② 雇用保険の『高年齢雇用継続給付』を受給している場合
③ 雇用保険の『基本手当』を受給している場合
④ 障害厚生年金を受給している場合
⑤ 遺族厚生年金を受給している場合
⑥ 国の年金の受給資格期間（10年）を満たしていない場合

これら①～⑥に該当すると、独自給付が発生する可能性があります。

独自給付については、代行返上後は国から支払われなくなります。**そのため、あなた様が独自給付に該当された場合、当基金が国との差額を後から補償して支給を続けます。**

以下に独自給付の具体的な内容をご案内いたします。該当される場合には、**同封の『基本年金プラスアルファ選択届』（Ａ－９）のご提出が必要となりますが、「5年有期年金」または「一時金」を選択すると、これら独自給付の支払いが終了しますのでご注意ください。**

1 在職老齢年金を受給している場合

在職中の方の場合、国の制度では賞与を含む報酬額と年金月額から『支給停止額』が計算され、その分の年金は支給されません。一方当基金は、支給停止について次のような独自の基準を設けています。この基準によって、代行相当額の支払について国の制度と比べて差が生じた場合、この差が独自給付となります。

【在職老齢年金　当基金独自の基準】

◆ 65歳未満 … 年金額と支給停止額を比べて、年金額の方が大きいときは全額支給
◆ 65歳以上 … 全額支給（どんなに支給停止額が大きくても止めない）

2 雇用保険の『高年齢雇用継続給付』を受給している場合

60歳～65歳未満で在職中の方が、報酬が60歳到達時と比べて75%未満に下がっていると、ハローワークから『高年齢雇用継続給付』が支給される場合があります。この給付金を受給すると、国の制度では65歳前の年金が一部支給停止されます。

一方当基金は、雇用保険の給付金とは支給調整せず、代行部分を全額支給します。よって、代行相当額について支給停止が及んだ場合(注)、この停止額が独自給付となります。

(注)国の年金と代行相当額で『支給停止をかける順番』が決まっており、高年齢雇用継続給付を受給したら必ず独自給付が発生するとは限りません。

3 雇用保険の『基本手当』を受給している場合

65歳未満の方が退職して、ハローワークで『求職の申込』をすると、一定期間『基本手当』（いわゆる失業保険）が支給されます。国の制度では、基本手当を受給すると65歳前の年金は全額支給停止となりますが、当基金は代行相当額を全額支給しますので、この差が独自給付となります。

4 障害厚生年金を受給している場合

国の制度では、障害厚生年金と老齢厚生年金の2つの受給権がある場合、どちらか1つを選択して受給し、選択しなかった年金は支給停止となります。つまり、障害年金を選択すると老齢年金は支給停止となります。しかし当基金は障害年金を選択した場合でも代行相当額を支給停止せず全額支給しますので、この差が独自給付となります。

5 遺族厚生年金を受給している場合

配偶者等が亡くなって『遺族厚生年金』を受給できる方が、自分の『老齢厚生年金』も受給できる場合、国の制度では65歳未満と65歳以上で内容が異なります。

65歳未満の場合は「選択制」で、遺族年金と老齢年金のどちらか1つを選択して受給し、選択しなかった年金は支給停止となります。つまり遺族年金を選ぶと、老齢年金は支給停止となります。65歳以上の場合は、老齢年金が優先して支給され、遺族年金の金額の方が大きい場合はその差額だけが遺族年金として支給されます。

当基金は、65歳未満の方が遺族年金を選んだ場合でも代行部分を支給停止せず全額支給しますので、この差が独自給付となります。一方65歳以上の方の場合、国も老齢年金を停止しませんので、遺族年金に関する独自給付は発生しません。

年齢	国の制度		基金の独自給付
	種類の選択	老齢年金の支給	
65歳未満	遺族	支給停止	代行相当額
	老齢	支給	なし
65歳以上(注)	選択不可	支給	なし

65歳未満の方が遺族年金を選択すると、独自給付が発生します

(注)次のいずれかに該当する方は65歳以降も独自給付が発生します
- 昭和17年4月1日以前生まれの方の場合
- 遺族年金が平成19年4月1日以前に発生した場合

6 国の年金の受給資格期間（10年）を満たしていない場合

国の制度では、保険料を納付した月数や「保険料免除」の月数などの合計が120ヶ月（10年）に満たない場合、受給権が発生せず年金が支給されません。しかし当基金は加入期間1ヶ月であっても代行相当額を支給しますので、この差が独自給付となります。

独自給付の補償　申請手続き方法　および　支払期月について

- ①②については、当基金が調査して補償しますので申請手続きは不要です
- ③基本手当 ④障害厚生年金 ⑤遺族厚生年金 ⑥受給資格なし については、申請の手続きをお願いします
- ①②は年2回（6月・12月）、③は申請のつど、④⑤⑥は年1回（12月）の送金となります

独自給付	補償の流れ	申請手続きの方法
①在職老齢年金	当基金で調査(注)し、国との差額を補償します	手続き不要
②高年齢雇用継続給付	当基金で調査し、国との差額を補償します	手続き不要
③基本手当	『受給資格者証』の写しにより基本手当の受給状況を確認し、代行相当額を補償します	基本手当の受給終了後、当基金にご連絡ください
④障害厚生年金	障害年金の年金証書の写し、『年金額改定・年金振込通知書』の写しにより障害年金の受給状況を確認して、代行相当額を補償します	『障害年金・遺族年金・受給資格なしに係る独自給付申請書』のご提出をお願いします。**今年の分の申請書は今回同封しています（A-11）。**（来年以降は7月ごろに郵送する予定です）
⑤遺族厚生年金	遺族年金の年金証書の写し、『年金額改定・年金振込通知書』の写しにより遺族年金の受給状況を確認して、代行相当額を補償します	
⑥受給資格なし	年金事務所発行の『被保険者記録照会回答票』または『ねんきん定期便』を確認のうえ、代行相当額を補償します	

(注)65歳以降、年金の繰下げをしている方の場合は、繰下げ請求後に調査・補償が始まります。

③基本手当 ④障害厚生年金 ⑤遺族厚生年金 ⑥受給資格なし の場合は、申請手続きをお願いします

◆『基本年金プラスアルファ選択届』に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．基金に何を提出すればよいのでしょうか？

すべての受給権者の皆様に『基本年金プラスアルファ選択届』のご提出をお願いします。

また、この選択届で「一時金」を選んだ場合、添付書類として同封の『退職所得の受給に関する申告書』と『退職所得の源泉徴収票の写し（お持ちの場合のみ）』もご提出いただきます。障害年金と遺族年金、国の受給資格なしに係る独自給付を申請される方の場合は、『独自給付申請書』（Ａ－11）と添付書類（『年金証書』の写し等、下の表をご参照ください）のご提出をお願いします。

なお、必要な添付書類については、『基本年金プラスアルファ選択届』や『独自給付申請書』に説明を記載しています。

すべての方	基本年金プラスアルファ選択届（Ａ－９）
一時金を選択する場合	＋『退職所得の受給に関する申告書』（Ａ－10），『退職所得の源泉徴収票の写し』
障害年金・遺族年金の独自給付を申請する場合	＋『独自給付申請書』（Ａ－11），『年金証書の写し』，『振込通知書の写し』
国の受給資格なしに係る独自給付を申請する場合	＋『独自給付申請書』（Ａ－11），『被保険者記録照会回答票の写し』

Ｑ２．『基本年金プラスアルファ選択届』は、必ず提出しなければならないのですか？

平成30年8月31日までにご提出がなかった場合は、終身年金のお支払を再開しますので、「提出しないと年金が消えてしまう」といったことはありません。しかし当基金としては、可能な限り皆様のご意思を確認した上で送金に移りたく存じますので、なるべく早期のご提出をお願いいたします。

なお、8月31日を過ぎても選択届はご提出いただけます。ただし「5年有期年金」と「一時金」を選んだ場合、金額はご提出いただいた時点で再計算しますので、今回ご提示した金額から変動（減少）いたします。

Ｑ３．３つの選択肢がありますが、どのようなことを考慮して決めたらよいのですか？

基本的には、各選択肢の金額と、給付の内容を比較して1つお選びいただきます。

【各選択肢の給付の内容】

①終身年金　：文字通り、終身続く年金です。ただしご本人が死亡すると終了し、ご遺族への給付はありません。

②5年有期年金　：5年で終了する年金です。5年経過する前にご本人が死亡した場合、残りをご遺族へ一括払いします。

③一時金　：一時金を1回受け取って終了となります。

ただし次のような方は、独自給付が発生する可能性がありますので注意が必要です。②・③を選択すると独自給付が終了しますので、その点も考慮のうえご選択ください。

【独自給付が発生する可能性がある方】

Ａ．現在（フルタイム勤務で）働いている方
Ｂ．これから（フルタイム勤務で）再就職する予定がある方
Ｃ．障害年金・遺族年金を受給している方
Ｄ．国の年金の受給資格要件（10年）を満たしていない方

これらのケースに全く当てはまらない場合、**例えばすでに退職しており、再就職の予定もなく、65歳以上で国の老齢年金を受給している方の場合は、独自給付は発生しませんので、単純に①～③の内容と金額だけでご判断ください。**

A－9

東京薬業企業年金基金　　宛

基本年金プラスアルファ　選択届

『基本年金プラスアルファ　選択届のご案内』の内容を確認したうえ、基本年金プラスアルファについて、受給方法を以下のとおり選択いたします

届出者欄　受給権者ご本人について、以下の項目をご記入ください

※年金証書番号は『年金額改定通知書および変更点のご案内（A－３）』に記載されています

フリガナ			捺印※
氏名	(姓)	(名)	㊞
生年月日	大正 ・ 昭和　　年　　月　　日		性別 男・女

年金証書番号※

※ ご本人が記入する場合は、捺印を省略できます

住所※	郵便番号	電話番号	自　宅	日中の連絡先（携帯電話等）
	〒　　－		（　　）	（　　）
	都道府県			

※住民登録（住民票）のある住所をご記入ください

選択欄　プラスアルファの受給方法を、3つの選択肢から1つを選んで○を記入してください

受給方法の選択肢	**1つ選んで○を記入してください**
①終身年金（従来の年金）	
②5年有期年金（5年で終了）	
③一時金（一括払いで終了）	

- 各選択肢の金額については、『基本年金プラスアルファ 選択届に関するご案内』にございます
- **②・③を選択した場合、独自給付の支払いが終了します**

【受取口座について】

送金先の口座は、
いずれの選択肢の場合も
現在年金受給のためにご指定いただいている口座となります。

【添付書類】

「③一時金」を選んだ場合のみ、

(1)『退職所得の受給に関する申告書』※
(2)『退職所得の源泉徴収票』のコピー
（前年以前4年以内のもの・お持ちの場合のみ）

も一緒にご提出ください

※(1)は、右上にある縦に「あなたの」と書かれた欄だけ記入してください。
A欄以下は未記入で結構です。
（当基金で対処します）
※基金加入中の場合、添付書類は不要です

A－10

支払者受付印

平成　　年　　月　　日
税務署長
市町村長　殿

年分　退職所得の受給に関する申告書
退　職　所　得　申　告　書

退職手当の支払者の	所在地（住所）	〒 103-0024 東京都中央区日本橋小舟町13－7	あなたの	現住所	〒
	名称（氏名）	東京薬業企業年金基金		氏名	印 ← 押印してください
	法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 6 7 0 0 1 5 0 0 0 3 7 6 7		個人番号（マイナンバー）	
				退職した年の1月1日現在の住所	

A

このA欄には、すべての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払いを受けることとなった年月日	年　月　日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
② 退職の区分等	一般・障害［　　］生活扶助の有・無	うち特定役員等勤続期間	有・無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
		うち重複勤続期間	有・無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職所得等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無 自 年 月 日 至 年 月 日 年	うち特定役員等勤続期間	有・無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
		うち重複勤続期間	有・無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

C

あなたが前年以前4年以内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払いを受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
		㋑ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有・無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

D

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間（③）に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤務期間のうち、⑧又は⑨の勤務期間だけからなる部分の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無 自 年 月 日 至 年 月 日 年	㋺ うち特定役員等勤続期間	有・無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間（④）に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無 自 年 月 日 至 年 月 日 年	㋩ うち㋑と㋺の通算期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年

E

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般							一般・障害	
B	特定役員							一般・障害	
C								一般・障害	

（注意）
1　※印（あなたの）欄には、必ず記入捺印をしてください。
2　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42％に相当する金額となります。また、市町村民税及び都道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
3　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。
4　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

（規格A4）

A－11

◆ この用紙は、**障害年金・遺族年金を受給している方と、国の年金の受給資格を満たしていない方が対象です**
◆ 『基本年金プラスアルファ選択届』にて**『5年有期年金』『一時金』を選択した方はこの申請はできません**
◆ ご提出いただく場合は、**必ず下記の添付書類を同封してください**
（書類が不足する場合、独自給付をお支払いできません）

障害年金・遺族年金・受給資格なしに係る独自給付申請書

● 私は次の独自給付に該当しますので、必要書類を添付して支給の申請をします

申請者欄　受給権者ご本人について、以下の項目をご記入ください

フリガナ			捺印※
氏名	(姓)	(名)	㊞
生年月日	大正 ・ 昭和　　年　　月　　日		性別 男・女
申請する独自給付を○で囲ってください	障害年金	遺族年金	受給資格なし

※ ご本人が記入する場合は、捺印を省略できます

※年金証書番号は『年金額改定通知書および変更点のご案内（A－３）』に記載されています

年金証書番号

添付書類　この申請書に、**下記の書類を添付のうえ当基金までご提出ください**

《**障害厚生年金**を受給している方》

1．『国民年金 厚生年金保険　年金証書』の写し
・障害年金の年金証書のコピーをお願いします
・左上の『年金の種類』のところに『障害』と書かれているものです（**『老齢』のものは不可です**）

2．『年金額改定通知書・年金振込通知書』の写し
・毎年6月上旬に送られてくるハガキで、障害年金額や振込額の通知書のことです
・「年金コード」のところが「1350」※のものです（**『1150』のものは不可です**）
・こちらもコピーのご提出をお願いします

※旧法の場合はコードが異なります

《**遺族厚生年金**を受給している方》**※原則65歳未満の方しか該当しません。『独自給付について』の内容をよくご確認ください。**

1．『国民年金 厚生年金保険　年金証書』の写し
・遺族年金の年金証書のコピーをお願いします
・左上の『年金の種類』のところに『遺族』と書かれているものです（**『老齢』のものは不可です**）

2．『年金額改定通知書・年金振込通知書』の写し
・毎年6月上旬に送られてくるハガキで、遺族年金額や振込額の通知書のことです
・「年金コード」のところが「1450」※のものです（**『1150』のものは不可です**）
・こちらもコピーのご提出をお願いします

※旧法の場合はコードが異なります

《国の年金の受給資格を満たしていない方》

1．『被保険者記録照会回答票』の写し　または『ねんきん定期便』の写し（有効期間1年）
・『被保険者記録照会回答票』は、年金事務所で発行される、年金の加入記録が書かれた書類です
（お手元にない場合は、誠にお手数ですが最寄りの年金事務所にお電話のうえ交付を受けてください）